平成２７年（フ）第７６４号
堺市南区高尾３丁223番地51　フォレストコート高尾303号
債務者　窪田　貴年
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８５６号
大阪府南河内郡河南町大字神山309番地の21
債務者　泉　　栄治
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８９４号
堺市中区福田320番地10　サンベルテ福田205号
債務者　中谷　要亮
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９１４号
堺市南区高倉台２丁24番34号
債務者　江上　裕子（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９３９号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅17棟408号
債務者　石橋　邦夫
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９４４号
堺市北区百舌鳥西之町２丁151番地　カーサセピアⅡ102号
債務者　**重**田　伸吾
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９５０号
堺市堺区西湊町４－１－９　415号、住民票上の住所堺市堺区緑ヶ丘北町２丁１番19号ＭＩＮＴＩＡ緑ヶ丘307号
債務者　橋本　智一
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９８１号
堺市東区北野田610番地14
債務者　髙橋　豊子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９８２号
堺市北区新金岡町５丁７番545号　田中ハイツ207号、前住所愛知県あま市七宝町遠島新開165番地　レインボー七宝1001号
債務者　大山こと　李　　朱美
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９８７号
大阪府松原市天美我堂７丁目423番地－202号、申立時の住所大阪府南河内郡太子町大字春日159番地の１－208号
債務者　峯嶺あゆみ
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０１６号
堺市中区八田西町３丁６番30号　稲本グリーンハイツＡ棟102号
債務者　宮上　昇一
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０２３号
堺市西区鳳西町２丁17番地１　セントネージュ壱番館602号、前住所堺市美原区小寺９番地５
債務者　蠟野　富雄
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
福島県会津若松市八日町５番８号　笠間コーポ205、前住所福島県会津若松市城前９番11号　市営住宅11棟５号
債務者　栗城　隆一
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第９４号
新潟県阿賀野市学校町７番29号　市営学校町住宅29号、前住所新潟県阿賀野市学校町７番30号　市営学校町住宅10号
債務者　津田　篤司
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第７４号
新潟県上越市国府２丁目２番10号
債務者　伊野　四一
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第３１７号
愛知県一宮市花池１丁目17番32号　シャンボール・モリ203号
債務者　林　　克司
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３６９６号
大阪府大東市北楠の里町24番23号　ウェルネス三界802号、前住所大阪府大東市北楠の里町24番23号　ウェルネス三界801号
債務者　三界亜由美
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部